

習志野市バランスシート探検隊設置要領

(設置)

第1条 習志野市の貸借対照表（以下「バランスシート」という。）を広く市民に周知することを目的として、習志野市テレビ広報「なるほど習志野」の番組の制作を支援するために、習志野市バランスシート探検隊（以下「探検隊」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 探検隊は、次の事務を所掌する。

- (1) 習志野市テレビ広報「なるほど習志野」の番組制作に関すること。
- (2) 探検隊報告書の作成に関すること。
- (3) その他バランスシートの周知に関すること。

(組織)

第3条 探検隊は、別記1に定める隊長及び隊員をもって組織する。

2 隊長には千葉大学法経学部教授を充てる。

(設置期間)

第4条 探検隊の設置期間は、平成24年3月31日までとする。

(会議)

第5条 探検隊の会議は、企画政策部経営改革推進室長が招集し、隊長はその議長となる。

(事務局)

第6条 探検隊の事務局は、企画政策部経営改革推進室とする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、探検隊の運営に必要な事項は企画政策部経営改革推進室長が、探検隊に諮って定める。

附 則

この要領は、平成23年9月20日から施行する。

別記1 省略